2026 年 10 月 29 日

診断用ディスプレイに関する指針

公益社団法人日本医学放射線学会
電子情報・人工知能委員会

本指針は、画像診断報告書作成の有無を問わず、すべての医師・歯科医師が診療を目的として医用画像を観察する場合を対象とする。

1. 医師・歯科医師の責務

画像診断に用いるディスプレイおよび表示環境についての最終的な判断と責任は、診療を行う個々の医師・歯科医師が負う。

① ディスプレイ

診断対象画像の種類と診断目的に照らし、経年劣化等による性能低下、汚れ、破損、表示ムラがなく、必要な性能が確保されていることを確認する。*

② 表示環境

室内の照明・採光が画像観察に悪影響を及ぼしていないことを確認する。

③ 画像の取り扱い

非可逆圧縮、解像度変換、階調変換、画面転送により、診断に必要な画像情報が失われていないことを確認する。

①-③のいずれかに問題がある場合は、それらを解消した上で診療を行う。

2. 医療機関の責務

医療機関は、医師・歯科医師が画像診断を行うために必要な環境を整備する責務を負う。

- 診断内容に応じた性能のディスプレイを選定する。
- ディスプレイの性能低下に対処する。
- 医師・歯科医師から必要な性能が確保されていない旨の報告があれば、修理、更新等の対応を行う。

* 診療前の簡便な確認には TG18-QC（American Association of Physicists in Medicine）を活用することができる。ディスプレイの品質管理については、Grayscale Standard Display Function（DICOM Part 14）、JIS T 62563-2 および JESRA TR-0049 等を参考にする。

なお、**診断に必要な性能が確保されていれば、画像診断用ディスプレイは医療機器である必要はない[1]**。

1. 厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長．一般社団法人日本画像医療システム工業会の作成した「GSDF キャリブレーション機能付き画像診断用ディスプレイの自主基準」について（各都道府県衛生主管部(局)長あて通知）．医薬機審発 0806 第 1 号, 2024-08-06.

以上